

前払式支払手段(2)



坂 勇一郎 Saka Yuichiro 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。国民生活センター紛争解決委員会特別委員。金融審議会専門委員

加盟店管理等

(1) 第三者型前払式支払手段発行者の加盟店管理

第三者型前払式支払手段は、発行者の加盟店で利用することができますが、前払式支払手段の不適切な利用を防ぐため、資金決済法は、第三者型前払式支払手段発行者に、「前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものではないことを確保するために必要な措置」(法10条1項3号)*1を求めています。

ここでの「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、「犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含む」とされており*2、消費者被害や消費者紛争を生じさせる場合を含みます。

前払式ガイドラインは、次のような措置を求めています*3。

①加盟店契約を締結する際には、当該契約相手

先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認すること

②加盟店契約締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようにすること

③加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務づけるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備すること

④各加盟店に対して、前払式支払手段の使用実績について、一定期間ごとに報告を求めること。また、加盟店からの使用実績を管理している部署とは別の部署が、当該報告を受けた支払金額の正確性について検証する態勢とすること

前払式支払手段の加盟店管理制度は、割賦販売法上の制度に比べると、簡易な制度枠組みとなっています*4。割賦販売法上の加盟店情報交換制度*5も、資金決済法には法定されていません。

(2) 決済業者の責任

発行者が、資金決済法およびガイドラインに

*1 改正法では、前払式支払手段発行者に利用者の保護等に関する措置を求める規定(法13条)が置かれたが、加盟店管理に関する規制枠組みは変更されていない

*2 金融庁 事務ガイドライン 第三分冊 前払式支払手段発行者関係(本稿では以下、前払式ガイドライン) II-3-5

*3 前払式ガイドライン II-3-5-1

*4 割賦販売法では、包括信用購入あっせんまたは二月払購入あっせんにおける、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(販売業者等とクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する者)は、加盟店の調査等の義務を負う(割賦販売法35条の17の8)。①加盟店契約時の初期審査(加盟店の所在地・代表者、商材・役務内容、販売方法等の確認、ならびに、セキュリティ対策[クレジットカード番号等の適切な管理および不正利用の防止]の実施内容の確認等)、②加盟店契約締結後の途上審査(セキュリティ対策の実施状況[情報漏えい、不正使用の発生状況等]、悪質取引の有無[消費者トラブルの発生状況等]等)、③加盟店調査の結果に基づく必要な措置(問題がある加盟店に対する是正指導または[必要な場合は]加盟店契約の解除等)について、比較的詳細に具体化されている

*5 割賦販売法35条の20・35条の21。認定割賦販売協会の会員である包括信用購入あっせん業者および個別信用購入あっせん業者は、①加盟店が行った利用者等の保護に欠ける行為に関する情報、②利用者等の利益を保護するために必要な情報を、また、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、③加盟店が行ったクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報、④クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報を、認定割賦販売協会に報告しなければならない。認定割賦販売協会は、会員から情報提供の依頼により、保有情報を提供する義務がある

定められた前記の加盟店管理を怠り、利用者に損害が生じた場合には、前払式支払手段に関する契約上または契約に付随する信義則上の義務に違反したとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うことがあります。

また、発行者が、加盟店が取り扱う商品や役務が公序良俗に違反するおそれがあることを認識しながら、または、容易に認識し得たにもかかわらず、加盟店契約を継続して利用者に損害が生じた場合も、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任が問題となります(東京高裁平成28年2月4日判決*6・東京高裁平成29年6月8日判決等)。



架空請求等詐欺被害への対応

サーバ型前払式支払手段を購入させてIDを詐取する被害の発生を受け*7、サーバ型前払式支払手段発行者には、被害の防止および被害回復に向けた取り組みが求められています。

具体的には、次の体制整備が求められます(前払式ガイドラインII-2-5-1)。

- ①被害者からの申し出等(捜査当局、消費生活センター等からの情報提供を含む)、詐欺被害に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、詐取された前払式支払手段を特定し、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢
- ②利用停止を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、被害者の財産的被害を迅速に回復するため、返金手続き等について社内規則で定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢
- ③被害発生状況のモニタリングや分析を通じて、被害の防止等の観点から、架空請求等詐欺の手口に応じ、例えば、次のような措置を迅速かつ適切に講ずる態勢

イ. 前払式支払手段発行者のウェブサイト等への注意喚起の表示

ロ. 販売時における販売端末、店頭で陳列するプリペイドカード等への注意喚起の表示

ハ. 架空請求等詐欺に悪用されている販売方法の見直し(例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引き下げ、取り扱いの停止など)



不適切利用防止措置

加盟店における物品購入や役務提供を受けるために利用する形態のほか、近時、前払式支払手段の残高を譲渡することで、支払手段を移転する利用が行われています。個人間の売買の決済に、残高の譲渡を行うような場合です。

このような利用場面においても、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないようにすることが必要と考えられます。

そこで、残高を譲渡することが可能な前払式支払手段を発行する場合には、発行者は、移転することができる未使用残高の上限の設定、未使用残高の移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置を取ることが求められます(内閣府令23条の3第1号)。

不適切な利用を防止する措置の具体的なあり方は、発行者の判断に委ねられますが、監督の主な着眼点として、次の点が示されています*8。

- ①1回または1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定について、不適切な取引への利用を防止する観点から、実需に応じた合理的なものであること
- ②一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不自然な取引を検知する体制の整備
- ③不自然な取引を行っている者に対し、その利用を一旦^{いったん}停止する等の対応や、原因取引の主

*6 ウェブ版『国民生活』2020年4月号「暮らしの判例」。同事例では、結論としては責任は否定された

*7 前払式支払手段をだまし取る詐欺に加え、だまし取った前払式支払手段の番号を伝達し、残高を買取業者に売却するなどして、マネー・ロンダリングを行う事例が存する(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(2020年11月))。

*8 前払式ガイドラインII-2-6-1



体や内容等についての必要な確認

なお、上記の措置を字義どおり取っていない場合も、上記と同等の実効的な措置が取られていれば、問題ないとされています。

上記は改正法で導入されましたが、今後とも、不適切利用防止措置に関する課題の把握や、自主的な業務改善状況を把握するとされています。また、さらなる対応の必要性の有無については、新たな規制の施行状況を踏まえながら検討していくこととされています*9。

銀行の口座振替等との連携

前払式支払手段の中には、銀行の口座振替やクレジット等と連携するサービスがあります。利用者にとって利便性がありますが、他方、例えば、悪意のある第三者が連携する預貯金口座の預貯金者になりすまし、前払式支払手段を介して不正取引を行うなどのリスクがあります。

そこで、前払式支払手段発行者に、連携先の銀行等と協力をして、このような連携に伴うリスクに対処する管理態勢の構築を求めました*10。内部管理態勢の整備、セキュリティの確保、連携の際の利用者への通知、不正取引の検知(モニタリング)、利用者からの相談対応等が求められます。

不正取引に対する補償

利用者本人以外の悪意の第三者が前払式支払手段を不正利用する場合や、悪意の第三者が前払式支払手段を利用して連携先の預貯金口座やクレジットの利用者になりすまして口座振替やクレジット利用が行われた場合等には、被害者に対する補償が問題となります。

そこで、発行者は、不正取引の場合の補償方針を、前払式支払手段の利用者へ情報提供し、

損失を被るおそれがある利用者以外の者も容易に知り得る状態に置くことが求められます(府令23条の2第1項3号・23条の3第2号)*11。

外部委託の適切管理

発行者が業務の一部を第三者に委託する場合、発行者は、委託業務にも最終的な責任を負いますが、第三者において委託業務が適切に行われるよう、発行者は適切な管理を行う必要があります(法21条の2)。

具体的には、①委託先の選定基準や問題が生じた場合の対応等に関する社内規則等の制定と社内への周知 ②委託先の法令遵守態勢^{じゆんしゆ}の確認・確保 ③委託によらない場合と同様の利用者の権利の確保 ④現金受払いを委託する場合の未使用残高の把握 ⑤委託業務の支障による利用者への支障の未然防止措置 ⑥個人情報の取り扱いを委託する場合の委託先の監督 ⑦委託先管理の責任部署の明確化・モニタリングの確保等 ⑧委託先での情報漏えい等への対応体制の確認 ⑨委託先の利用者情報へのアクセス権限等の適正確保 ⑩再委託の場合の再委託先への監督確保 ⑪適切な苦情相談態勢等が求められます*12。これらは、資金移動業者と同様の規律を整備したものです。

個人利用者情報の管理態勢・システムリスク管理等

個人利用者情報の管理態勢やシステムリスク管理等については、基本的に、資金移動業者と同様の対応が、前払式支払手段発行者に求められています*13,14。

なお、前払式支払手段の発行に際して、犯罪収益移転防止法上の取引時確認は行われませ

*9 金融庁「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントにおけるコメントへの金融庁の考え方「事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)」No.103(2021年3月19日)

*10 前払式ガイドラインⅡ-2-8、Ⅱ-2-8-1

*11 補償方針の内容は、消費者契約法などの関係法令に反しない内容とすることを要する(金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正に関するパブリックコメントにおけるコメントへの金融庁の考え方No.60(2021年2月26日))

*12 前払式ガイドラインⅡ-3-3-1

*13 個人利用者情報の管理態勢につき、前払式ガイドラインⅡ-2-3。システム管理につき、前払式ガイドラインⅡ-3-1

*14 割賦販売法では、包括信用購入あっせんおよび二月払購入あっせんの発行者から加盟店に至るまで、関係する事業者にも広くクレジットカード番号等の適切管理義務を課しているが、前払式支払手段や資金移動では、このような制度整備はされていない

表 主な決済サービスと法制度の区分

	決済サービスの特徴等		決済サービス	定義条文等
前払い	取引時確認義務なし・払戻し不可		前払式支払手段	資金決済法3条1項
即時払い	銀行による送金サービス*1		デビットカード、振替等	銀行法2条2項2号
	銀行以外による	銀行以外の送金サービス*2	資金移動	資金決済法2条2項、2条の2
		(代理受領) 事前チャージ不可	(収納代行)	—
後払い	カード等の交付・付与あり	2月超後払い	包括信用購入あっせん	割賦販売法2条3項
		2月以内後払い	二月払購入あっせん	割賦販売法35条の16第2項
	カード等の交付・付与なし	2月超後払い	個別信用購入あっせん	割賦販売法2条4項
		2月以内後払い	(立替払い型後払い決済)	—*3

- *1 電子決済等代行業者(銀行法2条17項1号)(登録制)が介在する場合がある
- *2 第2種資金移動業・第3種資金移動業では、送金に結び付いた事前チャージが認められる。前払式支払手段と異なり、事前チャージ型の資金移動は、取引時確認義務があり、払戻しが可能
- *3 国民生活センター「(特別調査)消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」(2020年1月23日)

ん。もっとも、国家公安委員会は、前払式支払手段を「引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス」として位置づけています*15。

決済手段の判別

主な決済手段としては、前払式支払手段、資金移動、および包括信用購入あっせん等がありますが、規制の細分化や、規制の対象となっていない決済手段もあり、個別事案では、いずれの決済手段に該当するのかの判別が必要です。

現時点における決済手段の区分を一覧にすると、表のとおりです。

ポイントについて

有償のポイントは前払式支払手段として規制されますので、発行保証金による保全措置が取られます。もっとも、使用期間が6カ月以内の場合は、適用除外のため、保全措置は取られていません。

無償のポイントは、資金決済法等による規制

はされません。したがって、無償ポイントが将来使用できるための裏付けとなる資金は、制度上保全されているわけではありませんので、ポイント発行者が倒産等した場合、ポイントは無価値になります。もっとも、発行者では、会計上、ポイント発行額に利用が見込まれる割合を乗じた額が、債務として計上されますので、ポイント発行者が債務超過でない限り、帳簿上は、ポイント発行額のうち利用が見込まれる額相当の財産が発行者に保有されていることにはなりません。

このほか無償のポイントは、景品表示法の総付景品規制の対象かどうかの問題です。対象となる場合、景品額の価額は、景品類の提供にかかる取引の価額の20%以内で、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えない必要があります(景品表示法4条)*16。この点、発行者だけで使える正常な商慣習に照らして値引きと認められるもの*17や、発行者と加盟店で共通に使えるカード(同一のレートで使えるもの)で、正常な商慣習に照らして適当なもの*18は、前記の規制は適用されません。

*15 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(2020年11月)
 *16 公正取引委員会「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)
 *17 公正取引委員会「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)、同「景品類等の指定の告示の運用基準について」(昭和52年事務局長通達第7号)
 *18 公正取引委員会「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)および同運用基準(昭和52年事務局通達第6号)